入間市「週休２日工事」に係る事務取扱要領 ～Ｑ＆Ａ～

Ｑ１．どのような方法で週休２日に取り組むかについて、工事着手前に監督員への報告は必要か？

Ａ１．埼玉県土木工事共通仕様書の「共通編　1－1－1－6　施工計画書」の規定で（16）法定休日・所定休日（週休二日の導入）について記載することとされていますので、施工計画書に週休２日の取組予定を記載し、監督員へ報告してください。

Ｑ２．週休２日の取得にあたり、現場閉所型/交替制および完全週休２日/月単位/ 通期の選択はどのように行えばよいか？

Ａ２．発注者からは、上記の休日の取得方法を指定することはありません。現場条件や施工時期等を踏まえ、適切な方法により取り組んでください。

Ｑ３．週休２日モデル工事は全ての工事を対象としているのか？

Ａ３．緊急随契を行うような緊急復旧工事や対象期間が１週間未満の工事などは対象外とすることができるものとしています。

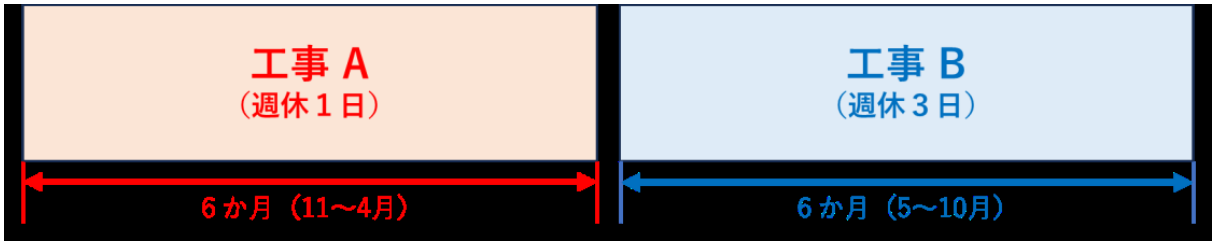
Ｑ４．要領第４条（多様な働き方の取扱い）における「週休２日の確保と同等の休日等を契約期間外を含めて設定」とはどのような場合を想定しているのか？

Ａ４．熱中症対策等を目的とした、１年単位の変形労働時間制を適用するケースなどを想定しています。このような場合は、施工計画書の法定休日・所定休日の項目にその内容を明記し、監督員の確認を受けてください。

＜具体例１＞ 1年単位の変形労働時間制

11～4月を週休1日、5～10月を週休3日とする1年単位の変形労働時間制を採用している受注者が工事Ａ（工期11月～4月）を施工する場合

⇒ 工事Ａの対象期間内は週休 1 日となるが、1 年単位で週休 2 日が確保されているので、工事 A を週休 2 日に類似する取組とみなす。

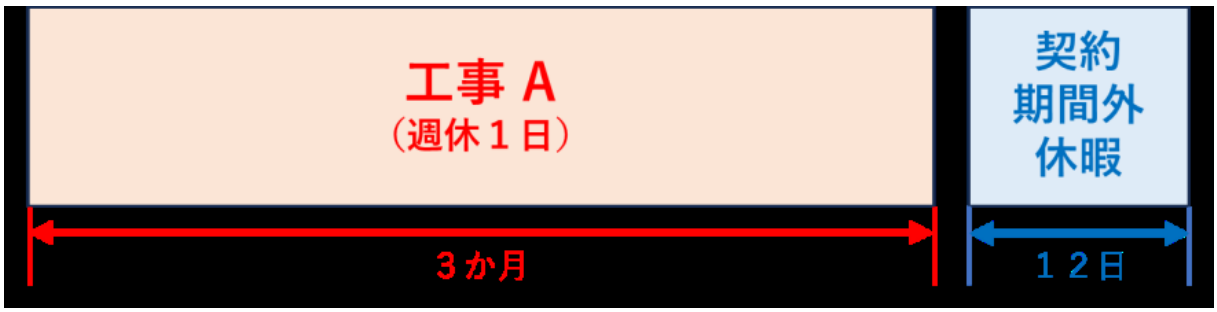



＜具体例２＞ 契約期間外での休暇取得

工事A：週休１日×３か月＝１２日の休日を取得

契約期間外休暇：契約期間に引き続き１２日間の連続休暇を取得

⇒工事 A および契約期間外休暇の休日数を合計すると、工事 A で必要となる２４日間（４週８休）の休日確保ができている状態と言える。




Ｑ５．工事完成時の報告について、様式１「週休２日工事 取組報告書」以外に取組状況の根拠となる資料の提出は必要か？

Ａ５．経費補正が廃止されることや多様な働き方を支援する観点を踏まえ、共通仕様書の規定のとおり、週休２日の実施内容のみを報告いただくこととしています。このため、様式１以外の作業日報や出勤簿などの書類の提出は不要です。

Ｑ６．令和８年９月以前に契約した工事については、１０月以降、どのような扱いになるか？

Ａ６．令和８年９月以前の単価を適用して当初設計を行った工事については、１０月以降も従前の『埼玉県県土整備部「週休２日制モデル工事」試行要領』を適用します。このため、１０月以降も従前の要領に従って週休２日の取得に取り組むこととし、達成実績に応じた経費の補正や監督員への実績報告等も従前の要領の定めに基づいて行います。

　なお、工事公告時点でどちらの要領が適用されているかを確認されたい場合は、特記仕様書の記載を御確認下さい。